

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健福祉事務所	整理番号	2-1
許認可等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所給付費 障害児入所医療費 支給決定 ・利用者負担額減額・免除等決定 			
根拠法令条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第24条の2、第24条の3、第24条の5、第24条の7、第24条の20 			
許認可等の概要	申請により児童福祉法に定める障害児入所給付費 障害児入所医療費について支給を決定すると共に、利用者負担額の減額・免除等を決定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[支給決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第24条の3、第24条の20 ・児童福祉法施行規則第25条の8、第25条の24 ・「障害児入所給付費等の入所給付決定について」(平成24年3月30日障発0330第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) <p>[減額・免除等決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き ・児童福祉法施行規則第25条の15(特別な事情による障害児施設給付費の取扱いについて) ・「災害その他の特別の事情により肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用を負担することが困難となった障害児世帯に係る肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費の取扱いについて」(平成19年4月4日障発第0404002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	平成20年1月21日付け19障第386号障害福祉課長通知			